

# 苫小牧市男女共同参画推進条例(仮称) 制定に向けた提言

平成17年9月

苫小牧市男女共同参画推進条例検討懇話会

はじめに

苫小牧市が平成18年度施行を目指して苫小牧市男女共同参画推進条例（仮称）を制定することとなり、私たち、公募4人を含む12人が、苫小牧市男女共同参画推進条例検討懇話会委員として委嘱されました。平成17年2月22日市長から条例に盛り込むべき内容の検討についての諮問を受け、短期間ではありましたが十分な議論を重ねてまいりました。

平成11年に男女共同参画社会基本法が公布・施行され、全国の自治体における男女共同参画推進に係る取り組みに拍車がかかりました。北海道では平成13年に北海道男女平等参画推進条例が制定され、苫小牧市もそれまでの苫小牧市女性活動計画を引き継ぐかたちで、同年とまこまい男女共同参画プラン21を策定し積極的な取り組みが進められております。

しかしながら、苫小牧市の男女平等の現状を考えると男女共同参画の意識や女性の社会参画は十分とはいえず、依然として男女共同参画社会の実現を阻害する問題が存在しています。本懇話会は、苫小牧市がさらに男女平等な社会の実現のための施策を進め、市民一人ひとりが性別にとらわれず個人としての人権が尊重され、あらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できるまちになることを期待し、男女平等なまちづくりの基本となる条例について意見をまとめました。懇話会委員一同、この提言が条例づくりに活かされることを強く願っています。

平成17年9月13日

苫小牧市男女共同参画推進条例検討懇話会  
会 長 松谷 マサ子

# 目 次

1	条例の名称	1
2	条例に盛り込むべき事項	1
	まえがき	1
	総則	2
	目的	2
	定義	2
	基本理念	3, 4
	男女の人権の尊重	3
	社会における制度又は慣行についての配慮	3
	政策等の立案及び決定への平等参画	3
	家庭生活における活動と他の活動の両立	3
	性と生殖に関する健康と権利	3
	国際的協調	4
	責務	4
	市の責務	4
	市民の責務	4
	事業者の責務	4
	性別による権利侵害の禁止	5
	情報を公表する際の留意	5
	男女平等参画を推進するための基本的施策	6, 7
	基本計画	6
	実施状況等の公表	6
	施策の策定等に当たっての配慮	6
	市民及び事業者の理解を深めるための措置	6
	教育及び学習の振興	7
	調査研究	7
	審議会等における男女平等参画の推進	7
	市民及び事業者に対する支援	7
	推進体制の整備	7
	財政上の措置	7
	男女平等参画苦情処理委員	8
	男女平等参画審議会	9
3	参考資料	10, 11
	苫小牧市男女共同参画推進条例検討懇話会審議経過	10
	苫小牧市男女共同参画推進条例検討懇話会委員名簿	11

# 1 条例の名称

男女共同参画社会基本法において、「男女共同参画社会の形成」は、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会を形成することをいうと定義されているように、男女共同参画は、男女平等が前提であり、目標でもあります。真の男女平等を達成するため、苫小牧市の条例の名称は、男女平等を強調した「苫小牧市男女平等参画推進条例」を提案します。

# 2 条例に盛り込むべき事項

## まえがき

条例を制定する意図を明確に示し、市民にわかりやすい言葉を使い、まえがきを次のとおり提案します。

誰もが個人として尊重され、性別に関わりなく個性と能力を十分に生かすことのできる社会の実現は市民の共通の願いです。

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、わが国における男女平等の実現に向けた取り組みは、国際社会と連動しながら着実に進められてきました。

苫小牧市においても、これまで、女性の自立や地位向上を図るための市民活動が活発に行われ、市としてもさまざまな施策を進めてきました。しかし、男女の人権の尊重に関する認識がいまだに十分ではなく、性別による固定的な役割分担や、社会の慣習上での男女の不平等な対応は依然として根強く残っています。また、少子高齢化の進展や家族形態の多様化など、私たちを取り巻く社会環境も大きく変化しています。

私たちのまちには、樽前山麓の豊かな自然の恵みを受け、勇払原野をたくましく切り拓き発展を続けてきました。その可能性に満ちた苫小牧市が、さらに活力あふれる未来へとつながるためには、職場や家庭、地域、学校などのあらゆる分野において男女が対等な関係で力を出し合い、それぞれの立場で責任を果たし、その成果を分かち合うことのできる男女平等参画社会の実現が必要です。

ここに、男女の人権が尊重され、男女が平等に暮らすことのできる社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。

## 総 則

### 目的

条例の目的を次のとおり定めることを提案します。

この条例は、男女平等参画の推進に関して基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女の人権が尊重され、男女が共に平等な社会を形成するための施策を総合的・計画的に推進し、男女平等参画社会を実現することを目的とする。

### 定義

条例の中で用いる次の言葉について、市民がその意味を理解できるように定義することを提案します。

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 **男女平等参画** すべての人が性別にかかわらず社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画することができ、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を受け、共に責任を担うことをいう。
- 2 **積極的改善措置** 男女間の格差を改善するため、男女のいずれか一方に対して、必要な範囲内で、そのための機会を積極的に提供することをいう。
- 3 **ドメスティック・バイオレンス** 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)から受ける身体的、精神的な暴力的行為をいう。
- 4 **セクシュアル・ハラスメント** 性的な言動により、その個人に不快な思いをさせること、又は職場環境を悪くし不利益を与えることをいう。

## 基本理念

男女共同参画社会基本法の基本理念として挙げられている、男女の人権の尊重、社会における制度等についての配慮、政策等の立案及び決定への平等参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調の5つに加え、女性の人権の視点から重要な課題である「性と生殖に関する健康と権利」を盛り込むことを提案します。

### (男女の人権の尊重)

1 男女平等参画の推進は、次のことを旨として行わなければならない。

(1) 男女が性別による差別的な取り扱いを受けないこと、男女が性別にかかわらず個人として能力を発揮することができる機会が確保されること等、男女の人権が尊重されること。

(2) 性別に起因するあらゆる暴力的行為を受けないこと、性同一性障害をもつ人も差別されないこと等、個人としての尊厳が重んぜられること。

### (社会における制度又は慣行についての配慮)

2 男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度や慣行が性別による固定的な役割分担等に反映され、男女平等参画を阻害する要因となるおそれがあることから、男女がどのような活動を選択した場合でも、制度や慣行ができるだけ中立なものとなるよう配慮されなければならない。

### (政策等の立案及び決定への平等参画)

3 男女平等参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市の政策や事業者等の方針の立案及び決定に参画する機会が確保されることを旨として行わなければならない。

### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が互いに協力し合い社会の支援も受けながら、子の養育や家族の介護、その他の家族としての役割を共に果たし、職場、学校、地域その他のあらゆる分野の活動との両立ができるようにすることを旨として行わなければならない。

### (性と生殖に関する健康と権利)

5 男女平等参画の推進は、男女が互いの性に理解を深め、性に関する個人の意志が尊重され、女性の性と生殖に関する健康と権利が生涯にわたり尊重されることを旨として行わなければならない。

(国際的協調)

6 男女平等参画の推進は、国際社会の取組と密接な関係であることから、国際的協調の下に行わなければならない。

## 責務

男女平等参画社会の実現は、苫小牧市の総意の取り組みであることから、総合的かつ計画的に推進する市の役割を明確にし、市民、事業者もそれぞれの責務を担うことを明確にすることが必要です。

(市の責務)

- 1 市は、基本理念にしたがって、男女平等参画を推進するための総合的な施策を策定し、公表すると共に施策を実施しなければならない。
- 2 市は、男女平等参画の推進に当っては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携を図らなければならない。

(市民の責務)

市民は、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる分野において、基本理念の理解を深め、男女平等参画の推進に努めると共に、市が実施する男女平等参画を推進するための施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

- 1 事業者は、事業活動を行うに当り、基本理念の理解を深め、男女平等参画の推進に積極的に取組むと共に、市が実施する男女平等参画を推進するための施策に協力するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、働く男女が仕事と家庭生活等を両立させることができるように職場環境を整備するよう努めなければならない。

## 性別による権利侵害の禁止

男女平等参画を阻害する性別による権利侵害を明らかにし、だれもが行ってはならない行為であることを認識することが重要と考えます。

- 1 だれであっても、社会のあらゆる分野において、直接的にも間接的にも性別による差別的取り扱いを行ってはならない。
- 2 だれであっても、社会のあらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンスなどの性別に起因する暴力的行為を行ってはならない。
- 3 だれであっても、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

## 情報を公表する際の留意

表現の自由が憲法で保障されていますが、公衆に対して表示される情報は、与える影響が大きいことから、男女平等参画を阻害するおそれのある表現について配慮することが重要と考えます。

だれであっても、公衆に情報を表示するに当たっては、性別による固定的な役割分担、性別による差別、性別に起因する暴力的行為及びセクシュアル・ハラスメントを助長し、又は連想させる表現その他過度な性的表現を行わないように努めなければならない。



## 男女平等参画を推進するための基本的施策

市は、男女平等参画を推進するうえで、基本理念に基づいて総合的、長期的に講じなければならない施策として、基本計画策定など10の施策を提案します。

### 基本計画

- 1 市長は、男女平等参画を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民および事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、苫小牧市男女平等参画審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、基本計画を策定したときは、公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、基本計画の変更に準用する。

### 実施状況等の公表

市長は、毎年、男女平等参画の推進に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。

### 施策の策定等に当たっての配慮

市は、男女平等参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等参画の推進に配慮しなければならない。

### 市民及び事業者の理解を深めるための措置

市は、男女平等参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、社会のあらゆる分野において、情報の提供、広報、啓発活動その他適切な措置を講じなければならない。

## 教育及び学習の振興

市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女平等参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう必要な措置を講じるものとする。

## 調査研究

市は、男女平等参画の推進に関する施策について必要な調査研究を行うものとする。

## 審議会等における男女平等参画の推進

市は、市が設置する審議会等の委員の委嘱等を行う場合には、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均衡に配慮するように努めなければならない。

## 市民及び事業者に対する支援

市は、市民及び事業者が行う男女平等参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 推進体制の整備

市は、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

## 財政上の措置

市は、男女平等参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 男女平等参画苦情処理委員

男女平等参画を推進する市の施策に対しての苦情や、男女平等参画の推進を阻害すると思われることの苦情を申出することができる第三者による苦情処理体制を設けることが重要と考え、委員の設置を提案します。

### (設置)

市長は、市民及び事業者からの男女平等参画に関する苦情の申出について、次に掲げる事務を行わせるために苫小牧市男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

- (1) 男女平等参画に係る市の施策についての苦情に関する申出に対し、助言をすること。
- (2) 男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出に対し、助言をすること。
- (3) (1) の苦情に係る市の施策について、関係する市の機関に対し、資料の提出及び説明を求め、意見を述べること。

### (苦情等の申出)

市民及び事業者は、男女平等参画に係る市の施策についての苦情及び男女平等参画を阻害すると認められるものについて、苦情処理委員に申し出ることができる。

### (委任)

この章に定めるもののほか、苦情処理委員に関し必要な事項は、規則で定める。

## 男女平等参画審議会

市は、男女平等参画の推進にあたり、市の附属機関として審議会を設置し、市民の意見を聴くことが必要と考え、設置にかかる事項を提案します。

### (設置)

男女平等参画を推進するため、市長の附属機関として、苫小牧市男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査審議するほか、必要があると認めるときは市長に意見を述べることができる。

- (1) 基本計画に関すること。
- (2) 男女平等参画の推進に関する施策の実施状況に関すること。
- (3) その他男女平等参画の推進に関すること。

### (組織)

- 1 審議会は、12人以内の委員をもって組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は10分の4未満であってはならない。
- 2 その委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

学識経験者

公募に応じた者

その他市長が認めた者

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 3 参考資料

#### 苫小牧市男女共同参画推進条例検討懇話会審議経過

年 月 日	会 議 名	審 議 内 容
平成17年2月22日	第1回苫小牧市男女共同参画推進条例検討懇話会	委嘱状交付、諮問書交付 <ul style="list-style-type: none"> <li>・苫小牧市男女共同参画推進条例の制定について</li> <li>・今後のスケジュールと懇話会の進め方について</li> <li>・次回日程について</li> </ul>
平成17年3月11日	第2回苫小牧市男女共同参画推進条例検討懇話会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回懇話会の事務局説明資料に関する質問・確認事項について</li> <li>・苫小牧市における男女共同参画の施策等の状況について</li> </ul>
平成17年3月29日	第3回苫小牧市男女共同参画推進条例検討懇話会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苫小牧市における男女共同参画の施策等の状況について</li> <li>・条例の構成について</li> </ul>
平成17年4月12日	第4回苫小牧市男女共同参画推進条例検討懇話会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の構成と内容について</li> </ul>
平成17年5月10日	第5回苫小牧市男女共同参画推進条例検討懇話会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の構成と内容について</li> </ul>
平成17年6月14日	第6回苫小牧市男女共同参画推進条例検討懇話会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の構成と内容について</li> <li>・条例の名称について</li> </ul>
平成17年7月13日	第7回苫小牧市男女共同参画推進条例検討懇話会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例に盛り込むべき事項の検討とまとめ</li> </ul>
平成17年8月30日	第8回苫小牧市男女共同参画推進条例検討懇話会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言書の作成について</li> </ul>

## 苫小牧市男女共同参画推進条例検討懇話会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	職 業 ・ 所 属 団 体 等	備 考
石 圭 子	社会保険労務士	
大 上 いくよ	無職（公募）	
大 森 美智子	人権擁護委員 苫小牧人権擁護委員協議会	
小 田 島 泰	苫小牧市ボランティア連絡協議会会長	
加 藤 啓 子	苫小牧男女平等参画推進協議会会長	副会長
坂 本 将 一	社団法人 苫小牧青年会議所理事長	
佐 藤 昭 子	無職（公募）	
鈴 木 富士江	社会福祉法人緑星の里 ナイスデイやなぎサービス課長	
田 中 陽 一	無職（公募）	
富 樫 芳 枝	苫小牧市立植苗中学校教頭	
長 谷 川 静	団体職員（公募）	
松 谷 マサ子	王子総合病院看護部長	会長

※職業等は委員就任当時